

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見

2020年3月6日
日本商工会議所

1. 分野横断的事項

○ 地域活用要件の詳細設計

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	令和2年度の調達価格等に関する意見		
—	7～10	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小規模事業用太陽光発電に関し、需要地における自家消費を進め、できる限り自家消費比率を高めるべきとの方針を支持する。また、調達価格の設定時における自家消費比率の想定値を50%とした点については一定の評価に値する。今後も定期的なレビューのもと、水準引き上げに向けた見直しを行うことを期待する。 ▶ 運転開始後の自家消費の継続を制度的に担保するため、自家消費比率を満たし得ないと疑われる案件に対し、FIT認定取消しも含めた措置を講じる方針を支持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FIT制度における2019年度の買取費用総額は既に3.6兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7～4.0兆円)は目前に迫っている。国民負担の抑制は喫緊の課題である。 ▶ 小規模事業用太陽光発電について、自家消費率を高めることは、系統負荷低減によるレジリエンス強化、ならびに、地域における信頼獲得に繋がる。
3～4	12	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営農型太陽光発電に関し、自家消費を行わない案件であっても災害時の活用が可能であれば地域活用要件を満たすものとして認めるという方針について、エネルギー分野以外の農林水産分野等の便益を重視するあまり、いたずらに例外的な認定案件が増加し、国民負担の増大に繋がる事態は防ぐべきであり、農地という特性を加味しつつ、一定の要件を設けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FIT制度における2019年度の買取費用総額は既に3.6兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7～4.0兆円)は目前に迫っている。国民負担の抑制は喫緊の課題である。 ▶ 自家消費を要件として設定しないことにより、平常時は全量売電が可能ということとなる。その場合、需給の近接化(自家消費)による地域密着型の長期安定的な事業実施が実現されず、当該事業者に対する信頼獲得には繋がらないことが見込まれる。
14	13	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小規模事業用太陽光発電における自家消費型の地域活用要件の導入時期について、2020年4月とすることを評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特に小規模事業用太陽光発電においては、仮に経過措置を認めると、大規模設備を小規模分割するような事例を誘発するおそれがある。
—	16～17	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域一体型の地域活用要件の施行時期を2022年4月としたうえで、2020～21年度のFIT認定案件については、地域活用を推奨事項として位置付けるにとどめている点に反対する。 ▶ 地域一体型が適用される電源についても、可能な限り早く地域活用要件を適用すべきである。少なくとも2020～21年度は、推奨ではなく、事後的に地域活用要件を具備することを要件として設定し、条件付きのFIT認定を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電はリードタイムが長い電源であることは理解するものの、昨今の地震・台風による大規模な停電被害等に鑑みると、地域に賦存するエネルギー源の活用を通じた緊急時におけるレジリエンス強化はわが国の喫緊の課題である。

2. 分野別事項

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	令和2年度の調達価格等に関する意見		
—	20	<p><太陽光></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業用太陽光発電における価格目標の達成年限を5年間前倒し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」と設定している点、および、住宅用太陽光発電の価格目標を「2025年に運転開始する平均的な案件で売電価格が卸電力市場価格並み」と設定している点を評価する。 ▶ 一方で、日本の発電コストは、入札制が広く活用されている海外諸国に比べ、相対的に高い状況が続いている。世界では、今後もコスト低減が進むことが見込まれるところ、上記価格目標で立ち止まることなく、コスト動向を注視しながら、間断なく、より意欲的な目標設定を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FIT制度における2019年度の買取費用総額は既に3.6兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7~4.0兆円)は目前に迫っている。国民負担の抑制は喫緊の課題である。
2、11	26	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入札制度におけるコスト低減効果を確認したうえで、事業用太陽光の入札範囲を2020年度は「250kW以上」へ拡大し、今後も段階的に対象範囲を拡大する方針が示されたことを評価する。今後速やかに「100kW以上」への対象拡大を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国民負担抑制のため、入札制度の対象を拡大し、事業者間の競争の更なる進展とコスト低減効果を創出することが必要である。
—	37	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄等費用確保のための外部積立てについて、その開始時期は一律調達期間終了10年前からとされているが、より早期かつ自主的に積立てを行うインセンティブを設けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調達期間終了10年前までは積立てをしなくてよいというモラルハザードを招く危惧があるため、早期の積立て開始を勧奨すべきである。
10	42~47、52	<p><風力></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 陸上および着床式洋上風力発電の価格目標については、「2030年発電コスト8~9円/kWh」という水準を据え置かず、太陽光発電と同様、達成年限の前倒しを行うべきである。 ▶ 着床式洋上風力発電について、2020年度より入札制に移行する点を評価する。陸上風力についても、洋上風力同様、早期に入札制を導入し、事業者間の競争を通じた、経済効率的な案件の導入を促進すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 風力発電の買取価格は他国と比較して高く、陸上風力における発電コストの低減も実現していない。 ▶ 「急速なコストダウンが見込まれる電源」として、FIT制度からの自立を図るためには、現時点の延長で価格目標を設定するのではなく、政府としてコスト低減を目指す姿勢をより強く打ち出し、事業者の取り組みを後押しすべきである。 ▶ 国民負担抑制のため、入札制度の対象を拡大し、事業者間の競争の更なる進展とコスト低減効果を創出することが必要である。
—	64	<p><バイオマス></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般木材等(10,000kW以上)およびバイオマス液体燃料については、明確な価格目標を設定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記の電源は「急速なコストダウンが見込まれる電源」と位置付けられていることから、同じ位置づけである太陽光や風力と同様に、価格目標を明確に設定し、コスト低減のロードマップを示すべきである。
—	65~67	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バイオマス発電における新規燃料の取扱いについて、安易にFIT制度の対象とすることに強く反対する。 ▶ 今般、新規燃料の取扱いについて、食料競合への懸念およびライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものに限定する方針を理解する。認定基準は、制度の目的を十分に考慮したうえで厳格に定義さ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FIT制度の目的は、「再生可能エネルギーの導入促進を通じて、我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与すること」である。そのためには、国産の燃料活用を重視することが必要である。 ▶ 今後詳細な制度設計にあたっては、食料競合やライフサイクルGHG排出量といった環境負

		<p>れるべきである。</p> <p>▶ ライフサイクルGHG排出量の確認にあたっては、新規燃料のみならず、既に取り対象となっている燃料も対象とすべきである。</p>	<p>荷はもとより、国民負担で支える FIT 制度の主旨に照らして相応しいのかという観点を十分に勘案し、極めて慎重な検討が行われるべきである。</p>
--	--	---	---

3. 入札制度

○ 2020 年度の入札制度

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	令和2年度の調達価格等に関する意見		
11	80	<p>▶ 2020 年度において、太陽光 2 回、洋上風力 1 回、バイオマス 1 回の入札がそれぞれ予定通り行われることを期待する。</p>	<p>▶ 2019 年度に実施された太陽光の入札では、相当程度コスト低減効果が確認された。入札がコスト低減効果をもたらす可能性が高い中で、入札の実施回数を減らすことは、国民負担抑制の貴重な機会を逸失することになりかねない。</p>
11～12	84	<p>▶ 入札の実施にあたっては、上限価格を非公表とする点を評価する。</p>	<p>▶ 上限価格を公表した場合、入札金額が上限価格周辺に微差で張り付いてしまい、価格低減効果を弱めるおそれがある。</p>
—	84～85	<p>▶ 応札後に辞退があった場合の取扱いについて、辞退した回の入札価格、過去の入札で辞退した理由、および、落札価格を公表することとされているが、正当な理由なく再入札している事案に対してはより厳しい措置を検討されたい。</p>	<p>▶ 国民負担の抑制が喫緊の課題である中、合理的理由を欠いた再入札が行われ、結果的に国民負担の過剰な増大を招く事態は是が非でも避けるべきである。</p>

以上